

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第 12 地域計画推進事業（第 18 条から第 22 条の 9 まで）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 地域計画の作成 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）目標地図の作成</p> <p>市町村は、（1）の③の目標として、（1）の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙 11 のとおりです。</p> <p>また、地域計画には、農業を担う者として、その後の 10 年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。</p> <p>なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。</p> <p>（i）認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）</p> <p>（ii）（i）以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）</p> <p>（iii）委託を受けて農作業を行う者</p> <p>また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。</p> <p>さらに、農業を担う者に農用地等の利用を継続できなくな</p> | <p>第 12 地域計画推進事業（第 18 条から第 22 条の 9 まで）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 地域計画の作成 （略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）目標地図の作成</p> <p>市町村は、（1）の③の目標として、（1）の①の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示するものとします。目標地図の考え方については、別紙 11 のとおりです。</p> <p>また、地域計画には、農業を担う者として、その後の 10 年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者又は委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者を記載するものとします。</p> <p>なお、「農業を担う者」としては、将来において農用地等を利用する者として以下の者が考えられます。</p> <p>（i）認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）</p> <p>（ii）（i）以外の多様な経営体（継続的に農用地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等）</p> <p>（iii）委託を受けて農作業を行う者</p> <p>また、農業を担う者として位置付けられた者が不測の事態（怪我、病気等）により、農用地等の利用を継続できなくなる状況が生じる可能性もあることから、可能な範囲で、そのような状況において代わりに農用地等の利用を行う者をあらかじめ位置付けておくことが望ましいと考えます。</p> |

る状況が生じた場合には、速やかに農業委員会へ申し出るよう、農業委員会は、利用状況調査や利用意向調査の機会に加え、日常の戸別訪問や相談活動、地域の話合い、広報誌・ホームページへの掲載、チラシの配布等、あらゆる機会を捉えて、農業を担う者に対し、周知してください。

① ～ ⑤ (略)

(3) (略)

4～16 (略)

① ～ ⑤ (略)

(3) (略)

4～16 (略)

附 則

この通知は、令和8年6月5日から施行する。